

新島村ロッジとまりぎ  
指定管理者 【年度協定書】

令和 8 年 1 月  
新島村

## 新島村ロッジとまりぎ指定管理者年度協定書

新島村（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に、新島村ロッジとまりぎ（以下「ロッジ」という。）の管理及び運営に関して締結した新島村ロッジとまりぎ指定管理者基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、ロッジの管理及び運営に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

### （年度協定の目的）

第1条 年度協定は、ロッジの管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施に伴い指定管理者が納付すべき納付金の額を定めることを目的とする。

### （令和8年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和8年度の業務内容は、基本協定に定めるとおりであることを確認する。

### （令和8年度の納付金）

第3条 基本協定書第26条第2項に基づき、乙が甲に支払う令和8年度の納付金は、年額〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。  
2 前項の納付金は令和9年3月31日（当該日が土日の場合は直前の営業日）までに納付するものとする。  
3 甲は、乙に対し、遅滞なく前項の納付金に係る納入通知書を送付するものとする。

### （疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとし、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲

所在地 東京都新島村本村一丁目1番1号  
名称 新島村  
代表者 新島村長 大沼 弘一

乙

所在地  
名称  
代表者